

**川越市避難行動要支援者
避難支援全体計画**

平成27年2月

川 越 市

川越市避難行動要支援者避難支援全体計画

目 次

第1章 避難支援全体計画の目的と基本的な考え方	1
第2章 避難支援体制	2
第3章 要支援者の把握	4
第4章 情報の共有（要支援者情報の外部提供）	5
第5章 個別計画の作成・共有	6
第6章 避難準備情報等の発令	8
第7章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施	9
第8章 指定避難所等における支援	12
第9章 その他、要支援者支援に関し推進すべき事項等	15

用 語 編

様 式 編

資 料 編

第1章 避難支援全体計画の目的と基本的な考え方

1 川越市避難行動要支援者避難支援全体計画の目的

川越市避難行動要支援者避難支援全体計画（以下「全体計画」という。）は、市域において災害が発生した場合又はそのおそれがある場合（以下「災害時」という。）における避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に対する避難支援の基本的考え方や進め方などについて定めたものであり、当該全体計画に基づいて、市の防災部局と福祉部局、地域組織及び福祉関係者等が協力し、避難支援体制等の整備・充実を図ることにより、災害時における要支援者の安全・安心の確保について一層の強化を図ることを目的とするものである。

2 位置づけ

この全体計画は、川越市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）における避難行動要支援者の支援対策（予防計画及び応急対策計画）を具体化したものである。作成にあたっては国の「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月）」を踏まえ、平成22年4月に「川越市要援護者避難支援プラン」を策定した。その後、平成25年6月の災害対策基本法改正に基づき避難行動要支援者対策が地方自治体へ義務付けされたことに伴い、「川越市要援護者避難支援プラン」を、平成25年8月に国が示した「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」に基づき大幅に修正し、「川越市避難行動要支援者避難支援全体計画」として改訂したものである。

3 対象とする者

要配慮者とは、災害対策基本法で想定する災害対応に必要な情報を、迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのになんらかの配慮を要する者をいい、一般的には高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国籍市民が考えられる。

しかし、これらの者の中には、自力で避難できる者や医療機関への入院、施設への入所、又は家族との同居など日常的に特定の者からの支援を受けられる状況にある者も相当数含まれていることから、全体計画では、要配慮者のうち、原則、「家族以外の第三者の支援がなければ避難できない在宅の者」を要支援者として対象とする。

4 避難支援の基本的な考え方（自助・共助・公助の役割分担）

国の「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針（平成25年8月）」を踏まえ、要支援者の避難支援は自助・地域（近隣）の共助を基本とし、市は、避難準備情報の発令や地域の情報伝達体制及び避難支援体制の整備促進を図ることにより、地域における支援活動の強化を図るものとする。

第2章 避難支援体制

1 支援体制の整備

(1) 市の避難支援体制の整備

市は、日頃から要支援者全員が登載されたリスト「川越市避難行動要支援者名簿」（以下、「要支援者名簿」という。）の作成・管理を行うほか、地域の避難支援等関係者へ情報提供をすることについての同意確認がとれた者のリスト「川越市避難行動要支援者名簿（外部提供用）」（以下、「外部提供用名簿」という。）を別に作成し、避難支援等関係者へ個人情報の保護について十分な配慮をしたうえで提供する。また、この全体計画の円滑な運用を図るため、防災部局、福祉部局その他の関係部局が協力し、要支援者の避難支援のため必要な業務を推進するものとする。

災害時には福祉部局により「要配慮者支援班」を編成し、情報の収集や伝達に努め、支援を受けられない要支援者に対して必要な避難支援が実施できる体制づくりを推進する。

(2) 地域における避難支援体制の整備

自治会、民生委員児童委員及び非常備消防組織などの避難支援等関係者は、日頃から地域の要支援者の所在や状態について把握するとともに、地域の支援ネットワークづくりを促進し、災害時には協力して要支援者の避難支援が実施できる体制の整備に努める。

(3) 避難支援者の決定

自治会をはじめとする避難支援等関係者は、外部提供用名簿に登載された要支援者各々について特定の支援者を定めるよう努める。この場合、支援者は、要支援者の意向を尊重しつつ、原則として複数名選出する。また、支援者は個人である必要はなく、例えば自治会そのものを支援者に設定してもよい。この場合、要支援者の情報提供先をむやみに拡げないよう十分留意するものとする。

なお支援者の選定にあたっては、要支援者に対する支援は任意の協力により行われるものであり、支援者の不在や被災などにより支援が困難となる場合があることや、要支援者の自助が不可欠であることについて十分に周知する。

2 関係機関の役割

(1) 市の役割

- ① 要支援者の把握
- ② 全体計画の周知・啓発
- ③ 災害や避難に関する情報伝達体制の整備
- ④ 避難支援等関係者との協力関係の構築及び連絡体制の確立
- ⑤ 個別計画の作成について避難支援等関係者への協力
- ⑥ 一般の指定避難所における要支援者に配慮した設備の改善
- ⑦ 一般の指定避難所では対応が困難な要支援者が入所できる避難所（以下「福祉避難所」という。）の指定
- ⑧ 自主防災組織等の結成促進、自主防災力の強化
- ⑨ 要支援者の避難支援に関する知識の普及啓発
- ⑩ 要支援者参加型の防災訓練の企画・実施

- ⑪ 避難準備情報等の発令及び伝達
- ⑫ 災害時における避難支援
- ⑬ 災害時における要支援者の避難状況及び安否情報の把握

(2) 民生委員児童委員の役割

- ① 要支援者の把握及び調査への協力
(要支援者要件には該当しないが支援が必要な者の掘起し)
- ② 全体計画の周知・啓発
- ③ 個別計画の作成・更新作業への協力 (要支援者に対する個別計画作成の援助)
- ④ 災害時における避難準備情報等の伝達と安否確認への協力
- ⑤ 災害時における避難行動支援への協力
- ⑥ 指定避難所における要支援者の相談対応への協力

(3) 自治会の役割

- ① 要支援者の把握及び調査への協力
(要支援者要件には該当しないが支援が必要な者の掘起し)
- ② 全体計画の周知・啓発
- ③ 個別計画の作成・更新作業への取組
(要支援者に対する個別計画作成の援助、支援者の紹介・決定)
- ④ 災害時における避難準備情報等の伝達と安否確認への協力
- ⑤ 災害時における情報伝達体制、避難支援体制の整備
- ⑥ 災害時における避難行動の支援

(4) 非常備消防組織 (消防団・水防団・自警消防隊) の役割

- ① 全体計画の周知・啓発
- ② 災害時における避難準備情報等の伝達と安否確認
- ③ 災害時における避難行動の支援又は救助

(5) 川越警察署・川越地区消防局の役割

- ① 全体計画の周知・啓発
- ② 災害時における避難準備情報等の伝達と安否確認
- ③ 災害時における避難行動の支援又は救助

※なお、本来業務が優先されるため、事態によりその程度は異なる。

第3章 要支援者の把握

1 要支援者の把握・要支援者名簿の作成

災害発生時において要支援者の避難誘導や安否確認、また指定避難所での生活支援を的確に行うには、要支援者の把握が必要である。

このため、市は、福祉部局等が通常の業務を通じて把握した、要支援者要件に該当する高齢者、障害者等の情報を災害時に迅速に活用できるよう、災害対策基本法第49条の10に基づき要支援者名簿を作成する。また、要支援者の把握にあたっては、民生委員児童委員をはじめとする避難支援等関係者からの情報収集等にも十分留意する。

2 要支援者要件

要支援者の対象要件は次表のとおりとする。

障 害 者	在宅の障害者のうち、 ・身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害、聴覚障害、下肢・体幹・移動機能障害がある者及び上記以外で障害の程度が1・2級の者 ・療養手帳の交付を受け、障害の程度が㊤、Aの者 ・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け、障害の程度が1級の者
高 齢 者	在宅の高齢者のうち、 ・65歳以上の要介護3以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の者 ・75歳以上の高齢者のみの世帯（単身世帯含む）の者
そ の 他	※上記に準じる状態にあり、地域の支援団体等から支援の必要があると情報提供があった者など （緊急通報システム利用者や難病患者など）

3 保管及び使用の制限

市は、要支援者名簿を電子データとして保管し、次に掲げる目的にのみ使用できる。

- ① 要支援者の把握及び情報の更新
- ② 地域への個人情報提供に関する意向確認等の事務の実施
- ③ 災害時における避難行動の支援
- ④ 安否の確認
- ⑤ 要支援者を対象とした防災訓練の実施等、平常時における防災啓発活動。

4 情報の更新

要支援者名簿の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために必要不可欠であることから、市の福祉部局などは、時期を定めて年1回以上、これを行うものとする。

また、外部提供用名簿についても適切な前回配布名簿の回収を含め、定期的かつ適切に更新を行うものとする。

第4章 情報の共有（要支援者情報の外部提供）

1 川越市個人情報保護条例を遵守した外部提供

避難支援等関係者に対し、平常時から要支援者の個人情報を提供する場合、川越市個人情報保護条例第11条第2項第1号の規定により、要支援者本人の同意を得るものとし、同意のあった要支援者のみを搭載した外部提供用名簿を作成し、これを提供する。同意の取得にあたっては、判断能力のない高齢者等については成年後見人等の判断で同意取得することとする。

また、災害発生時には必要に応じて、同条例同条同項第4号の規定を適用し、本人の同意を得ていない者も含めた、要支援者名簿を外部提供することができる。

その他、個人情報の外部提供及び適正な管理に関して、必要に応じて川越市個人情報保護審議会に意見を求めるなど、川越市個人情報保護条例の適正な運用に努める。

2 情報提供先における情報の保有者及び情報の利用方法

情報の提供先となる支援団体の種類、また、それぞれの機関等における情報の保有者及び利用方法を次のとおりとする。

避難支援等関係者	保有者	提供方法	利用方法	
			平常時	緊急時
自治会	自治会長等	覚書締結	○災害時の情報伝達や支援の方法等について打ち合わせを行うなど、要支援者との関わりを強化する	○要支援者への情報提供
民生委員 児童委員	地域担当者	民生委員法 第15条		○要支援者の避難支援・誘導
警察署 消防局 (消防団を含む)※	警察署長 消防局長	受領書		○要支援者の安否確認
その他 社会福祉協議会 福祉施設等	施設長等	事前協定	○原則事前渡しは無し	○要支援者の安否確認

※消防団については、消防局にて名簿を保管し、災害時には市の決定により消防団へ提供できるものとする。提供の際は、情報の管理に十分な配慮を払うように留意すること。

3 守秘義務の確保

市は、避難支援等関係者に情報を提供するにあたり、法令等により守秘義務が課せられている場合を除き、避難支援等関係者と「川越市避難行動要支援者名簿の提供に関する覚書」を締結するなどの、個人情報の適正利用に関する対策をとるものとする。

また災害時に、福祉事業者や障害者団体等へ、要支援者の安否確認等を委託する可能性について検討し、必要に応じてそれぞれと守秘義務を盛り込んだ要支援者名簿に基づく安否確認の実施について協定を締結するものとする。

第5章 個別計画の作成・共有

1 個別計画の作成

自治会等の避難支援等関係者が、要支援者本人と災害時の支援方法等について具体的に話し合い、その結果、要支援者の各々について、特定の支援者や支援の方法、支援に関する必要事項等を示した個別計画が作成されるよう、市は避難支援等関係者に協力を求めるものとする。

2 個別計画の対象者

個別計画の作成には避難支援等関係者に対する要支援者の個人情報の提供が必要であることから、個別計画は、災害時における支援を希望し、そのために必要な自らの個人情報を外部に提供することについて同意した要支援者の個人情報を登録した、外部提供用名簿を活用する。

なお、作成に当たっては次に掲げる者について特に重点的に取り組む。

- ① 災害危険区域等に居住する者
- ② 同居又は同一敷地内の家族がいない者
- ③ 家族など身近にいる者のみでは十分な支援を行えない者
- ④ 前各号に準じる状態にある者

3 個別計画の内容

個別計画には、外部提供用名簿に記載された項目のほか、避難支援に必要な次に掲げる事項を記載する。

- ① 支援者
- ② 緊急時の連絡先
- ③ 「救急情報シート」（救急情報キット）などの保管の有無

4 個別計画の適正管理

(1) 個別計画の共有

個別計画に記載された情報は、要支援者本人及びその支援者並びに地域の避難支援等関係者で共有する。

(2) 保管及び使用の制限

避難支援等関係者は、個別計画を要支援者の避難支援に関する目的（訓練等の啓発を含む）以外に使用してはならない。

(3) 個別計画の更新

個別計画の適切な更新は、災害時における迅速かつ的確な支援を実施するために重要である。そのため、避難支援等関係者は対象者の状況が変わった際など、必要に応じて個別計画を更新するものとする。

(4) 緊急時の情報提供

災害時において要支援者の生命・身体を保護するために必要かつ緊急を要する場
合に限り、本人の同意を得ることなく、避難支援等関係者に対して要支援者名簿の
情報を提供できる。(災害対策基本法第49条11項3号)

(5) 個別計画作成希望者への対応

市は要支援者の要件に該当しないものであっても、個別計画等の作成を希望する
旨の申し出があった場合は、必要に応じて避難支援等関係者と協力し、その作成に
努めるものとする。

第6章 避難準備情報等の発令

1 避難準備情報

市は、気象情報等であらかじめ災害の発生や状況の悪化が予測できる場合において、要支援者が避難行動を開始するための情報、又は支援者が要支援者への支援を開始するための情報として「避難準備情報」を発令する。

2 避難準備情報等の発令の判断基準

市は、雨量情報や気象情報・土砂災害警戒情報・河川洪水予報等の災害関連情報と、避難行動に適切な時間帯等を総合的に判断して、川越市地域防災計画に基づき避難準備情報や避難勧告又は避難指示（以下「避難準備情報等」という。）を発令する。

ここにいう避難準備情報等の発令に適した時間帯とは、避難経路が視認し易い日没前、または、避難に必要な情報の伝達が行い易い就寝前等の時間帯をいい、避難途中での二次災害の防止にも配慮して、早期の避難誘導に努めるものとする。なお、避難行動には同じ建物であっても2階以上へ上がる（垂直避難）ことも含まれ、状況にあった避難方法を選択する必要がある。

避難準備（要配慮者避難）情報

避難に関する3つの避難情報の中でもっとも緊急性は小さく、今後、避難勧告等に発展する可能性に備え発令するもの。

そのため、とくに要配慮者等、避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階となっている。

人的被害が発生する可能性も高まっている。

避難勧告

避難情報の中では中間の緊急性で、住民に避難するよう積極的に呼びかけるため発令するもの。

この段階では人的被害の発生する可能性が明らかに高まっており、通常の避難行動が出来る健常者であっても、指定避難場所へ避難することが望ましい。

避難を開始できていない要配慮者が避難を開始するには支援者の協力と周囲の安全確保を十分に行い、迅速に避難する必要がある。

避難指示

避難情報の中では最も緊急性が高く、一部被害も発生している可能性が高い。前兆現象の確認や、水位を監視している河川が氾濫危険水位を超過するなどの状況がある。

そのため、対象地区では一刻も早い避難行動が必要であり、要配慮者が避難していない場合は生命を守る最低限の行動をとる必要がある。

第7章 情報伝達・避難誘導・安否確認の実施

1 情報伝達

(1) 情報伝達体制の整備

① 市

市は、避難準備情報等や災害関連情報の伝達にあたり、発生しうる電話回線の輻輳や停電等による通信手段の途絶等に対処できるよう、特定の伝達手段にとらわれることなく、多様な伝達手段の確保に努めるものとする。

また、提供する情報については、聴覚障害者や外国籍市民にも配慮してファクシミリや外国語での提供などを行うよう努める。

《 多様な情報伝達手段の確保 》

情 報 伝 達 手 段	音 声	文 字
防災行政無線（屋外拡声装置及び電話応答サービス）	○	
全国瞬時警報システム（防災行政無線自動放送）	○	
市の広報車や消防車両による広報	○	
市ホームページによる広報	*	○
放送事業者（テレビ、ラジオ）への情報提供による放送	○	○
ケーブルテレビへの情報提供による放送	○	○
SNSによる広報（ツイッター・ブログ）	*	○
速報メール（エリアメール・緊急速報メール）	*	○
登録制メールサービス（埼玉県・川越市防災情報メール）	*	○

* 対応する機能やソフトがあれば、音声での読み上げが可能

② 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を確実に取得するため、電話連絡網等による情報伝達体制の整備を進めるとともに埼玉県及び市が提供する防災情報メールサービスに登録するものとする。

(2) 情報伝達の実施

① 市

市は、避難準備情報等を発令したとき及び指定避難所を開設したときは、速やかに多様な情報伝達手段を活用して情報の提供、伝達を行う。

② 避難支援等関係者

避難支援等関係者は、市や防災関係機関が発表する災害関連情報を入手し、又は情報の伝達を受けたときは、直ちに自らが担当する要支援者又はその家族へ連絡を試み、状況を説明するとともに避難に対する心構えと準備を勧める。

また、避難準備情報等が発令された場合は、指定避難所の開設状況などを確認のうえ、必要に応じて速やかな避難を促すものとする。

2 避難誘導

(1) 避難誘導体制の整備

① 市

要配慮者支援班は、避難準備情報等の発令の状況や指定避難所等の開設状況を把握し、避難支援等関係者からの問い合わせや支援実施の連絡に迅速に対応する。

② 支援者

避難誘導を行う支援者は、市が提供する避難準備情報等や災害関連情報を確実に取得するため防災情報メールサービスの積極的な導入を進めるとともに、常に担当する要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。

③ 支援団体（主に自治会）

支援団体は、組織内に要支援者支援のための班を編成し、必要な資機材を準備するなど、迅速な避難誘導が実施できる体制を整備する。支援団体が支援者となっている場合は、避難誘導の役割を適切に割り振ることができるような体制を整備する。

(2) 避難誘導の実施

① 市

要配慮者支援班は、福祉避難所が指定されている場合、避難支援等関係者からの問い合わせに対して、受入れ可能な施設の情報を収集し、提供することにより避難誘導を支援する。なお、福祉避難所の開設手続きも併せて行う。

また、自力での避難が困難であり支援者からの支援を受けられない状況にある要支援者に関する通報を受けた場合、必要に応じて市の公用車両を活用して避難誘導を実施する。なお、複数の者を同時に移送する必要がある場合に備えて、マイクロバスを待機させる（バス協会との協定の活用も含む）など管財輸送班との連携を図る。

また、現地調査班は、警察職員や消防職員と協力し、迅速かつ的確な避難誘導の実施を支援する。

② 支援者

避難誘導を行う支援者は、個別計画に基づき要支援者の状況に応じた付き添い又は補助を行い、最寄りの指定避難所又はあらかじめ定められた指定避難所への避難を行う。

③ 支援団体（主に自治会）

支援団体は、保有する資機材等を活用して要支援者を指定避難所などの安全な場所へ移送する。

(3) 避難誘導における留意事項

地域の支援者及び支援団体は、風雨が強い場合や浸水が始まっているなど支援者自身の安全が確保できない状況においては、無理な支援活動は控え、市の要配慮者支援班又は現地調査班、消防局、警察等に状況を連絡し、応援を要請する。

また、容体の急な悪化や怪我をした者については、速やかに消防局への連絡を行い、緊急手当て又は医療機関への搬送を行う。そのほか、医療行為が必要な要支援者についても、かかりつけの医療機関等との連携を図る。

3 安否確認

(1) 安否情報の収集体制の整備

① 市

市は、支援者や支援団体による安否情報の集約や照会に一元的に対応するため、要配慮者支援班に安否情報窓口を設置する。

② 支援者

支援者は、担当する要支援者の電話番号を携帯するなどして連絡手段を確保し、迅速な安否確認が実施できる体制を整備する。

③ 支援団体（主に自治会）

支援団体は、関係する要支援者の安否について相互に協力して情報を交換し、把握した情報の集約を図った上で、円滑に市の安否情報窓口へ情報提供できる体制を整備する。

(2) 安否確認の実施

安否確認は、避難支援等関係者が持つ連絡網などを最大限に活用して、可能な限り直接、迅速に連絡し行うものとする。

市は、要支援者名簿と関係機関が把握した安否情報や指定避難所の避難者名簿等を照らし合わせて避難の状況を把握しつつ、要支援者の安否に係る問い合わせ等への対応や消息が不明な者の把握を行うものとする。

避難支援等関係者は、集約した地域の安否情報を市の安否情報窓口へ連絡するとともに、生命、身体に影響するような被害が想定される者があるときは、速やかに消防局及び警察等への連絡を行う。

第8章 指定避難所等における支援

1 指定避難所の環境整備

要支援者は、日常的に介護等が必要な場合が多く、指定避難所においても介護等の支援が必要となるケースが発生することが予想され、とりわけ避難所生活が長期化する場合には、日常的な介護等の支援が不可欠となる。

このため、市は、指定避難所について、要支援者の利用に配慮して次のような環境整備に努める。

(1) 施設の整備改善

- ① 段差解消、手摺りの設置等のバリアフリー化
- ② 既設トイレの洋式化、身体障害者用トイレへの改良・新設
- ③ 給湯設備の設置

(2) 仮設等による対策

- ① 知的障害者や精神障害者のための別室の確保
- ② 授乳室やオムツ換え、泣き声対策のための別室の確保
- ③ 成人向けのおむつ交換場所の確保
- ④ 補助犬を必要とする場合の専用スペースの確保
- ⑤ 間仕切り等によるプライバシーの保護
- ⑥ トイレに近い場所への要支援者エリアの確保
- ⑦ 車いすが通行可能な通路の確保
- ⑧ 畳、カーペット、扇風機、ストーブ等の配置
- ⑨ 車いす、簡易ベッド、障害者対応型仮設トイレ等の配置
- ⑩ 文字放送対応テレビ、ファクシミリの配置
- ⑪ オストメイトのストーマ装具等の備蓄

2 指定避難所運営における留意事項

(1) 指定避難所生活での配慮

① 情報提供での配慮

聴覚障害者に配慮し、音声だけでなく必ず掲示を併用する。また、外国籍市民への配慮として、外国語やイラストも用いて理解しやすい内容で掲示を行うよう努める。

② 食事への配慮

要支援者等、各々の特性に応じた食事を提供できるよう努める。

- ㊦ 乳幼児には、粉ミルクや離乳食の提供
- ㊧ 高齢者等には、やわらかい食事
- ㊨ 難病患者、内部障害者には、病態に応じた食事
- ㊩ アレルギー患者には、アルファ米（無調味料）が比較的適合しやすい

※食事に制限のある避難者が確認された際には、速やかに災害対策本部からの支援や、独自調達により対応する食品を確保する。

(2) 心身の健康管理

① 医療班による巡回

医師、保健師、看護師、栄養士等が指定避難所を適宜巡回し、健康状態の確認や各種相談に応じるとともに必要な医療ケアを行うことにより、障害の重度化や合併症の予防等に努める。

② こころのケア

災害による大きなショックや強い不安感、又は長期化する指定避難所生活によるストレスの蓄積などの精神的な負担を軽減するため、ボランティアや地域の人たちによる話しかけや気軽な手伝いなど、要支援者への理解と交流を行う。

また、精神科医や臨床心理士、保健師等の協力を得て「こころのケア」の実施に努める。

3 医療機関との連携

避難者の中には、内部障害や難病を抱えている者もいると考えられるが、こうした者は、一見、内部障害者や難病患者であることがわからないために対応が遅れてしまうほか、一定の医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合もある。

市は、要支援者の症状の急変等により医療処置や治療が必要になった場合は、ただちに医療機関に移送できるよう、消防局や医療機関との連絡を確保する。

4 福祉避難所の指定・設置

(1) 福祉避難所の必要性

一般の指定避難所は、階段や段差が多いこと、障害者用トイレがないことなど、必ずしも高齢者や障害者等に配慮した構造になっていないほか、健常者による視点で運営されやすい一般の指定避難所では、要支援者の生活は困難を強いられることが想定される。

このため市は、一般の避難所とは別に、要支援者の特性に応じた専用の避難所(以下「福祉避難所」という。)の指定を推進する。

(2) 福祉避難所の入所対象者

福祉避難所の入所対象者は、一般の指定避難所での生活に特別な配慮を必要とする要支援者で、身体等の状況が介護保険施設や医療機関等に入所・入院するに至らない程度の者とする。また、対象者を介助する家族等も対象者とともに避難することができる。

(3) 福祉避難所となる施設

市は、福祉避難所として利用可能な施設の状況を把握するものとする。利用可能な施設とは、災害危険区域等でない次に掲げる施設とする。

① 特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設等の入所可能な老人福祉施設

② デイサービスセンター等の通所施設

③ 小規模多機能施設等の障害者支援施設(入所型、通所型)

④ 特別支援学校

⑤ その他要支援者の特性に合った対応が可能でかつ避難所としての空間を確保できる施設

(4) 福祉避難所の指定と利用

市は、前記の施設等に対して福祉避難所の設置について広く協力を求め、協力を得られる施設を福祉避難所として指定する。

市は、福祉避難所を指定する場合は、当該施設との間で、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定をあらかじめ締結し、受け入れる際の要件、費用負担等について明らかにしておくことにより円滑な福祉避難所の開設、受入、運営を図るものとする。

また、市は、災害時に福祉避難所を開設しようとする場合は、あらかじめ当該施設管理者と十分な連絡調整を図り、受入れ可能状況を把握するとともに、本来の機能や入所者・利用者への処遇に支障をきたさないよう十分に配慮するものとする。

なお、福祉避難所の利用は、災害時に避難生活の長期化が予想される場合で、一般の避難所などで生活が困難な要配慮者が発生した場合に開設されるものとなるため、二次的な利用となる。

第9章 その他、要支援者支援に関し推進すべき事項等

1 要支援者支援に関する知識の普及・啓発

(1) 防災知識の普及・啓発

市は、要支援者の特性や災害時に配慮すべき事項を示したパンフレットを作成・配布したり、広報紙やホームページに掲載するなど、市民に対して要支援者の避難支援に関する知識の普及を図るとともに、防災講演会や研修会等の開催に際し、要支援者や避難支援等関係者の参加を促進することで防災意識の向上を図るものとする。

(2) ハザードマップの整備・活用

① ハザードマップの作成と周知

市は、水防法（昭和24年法律第193号）に基づき河川管理者が公表する浸水想定区域や、地震の際の地域の危険度等について、指定避難所等の情報と合わせて掲載したハザードマップを作成し、住民に十分に周知されるよう市の窓口での配布、市のホームページでの公開などを行うものとする。

② ハザードマップの活用

避難支援等関係者は、市が作成したハザードマップについて、他の防災関係機関から提供される情報等を加味しながら自らの活動及び要支援者の支援のために活用するものとし、市は、その活動を支援するものとする。

また、避難支援等関係者は、それぞれの区域または担当地区ごとに、日頃の見守りや支援の対象となる要支援者の居住地を確認するとともに、特に注意を配るべき災害危険区域等に居住する要支援者の把握に努める。

2 緊急通報システムの普及

市は、在宅のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯を対象とした、日常生活上の安全と精神的な不安を解消するために運用している緊急通報システムの普及を積極的に推進する。

3 避難支援訓練の実施

市は、要支援者支援に関する防災意識の向上を図るため、防災訓練に要支援者の避難支援に関する内容を盛り込み、要支援者と避難支援等関係者の協力、連携について、より実践的な避難支援訓練の実施に努める。

4 避難支援資機材の整備

避難支援等関係者、特に自治会は、地域における防災力向上を推進するうえで、要支援者の避難支援も考慮した防災資機材の整備に努める。

市は、国や県が実施する各種助成制度の導入に努め、地域における資機材の整備を支援する。

5 要支援者自身の備え

(1) 要支援者自身の心構え

要支援者自身も「災害時には、自らの身は自ら守る」という心構えを持ち、非常用持出袋の準備や家具の転倒防止対策などの災害時の備えを行う。

(2) 隣近所や避難支援等関係者との交流

要支援者は、最寄りの民生委員児童委員、自治会の役員が誰であるか等を把握し、連絡方法を準備しておく。また、日頃から近隣住民と積極的に交流し、災害時の協力が得られやすい環境を作る。

(3) 支援に関する意思表示

災害時には、自分がどのような支援を必要としているかを支援者に的確に伝える必要がある。

常に薬を服用しておく必要がある者は、薬の名称や処方箋、緊急連絡先等を記した「救急情報シート」を身につけ、また、非常用持出袋等に用意しておくなど、自らの身を守るために必要な情報を確実に避難支援等関係者に提供できるようにしておく。

(4) 避難経路及び指定避難所の確認

要支援者は、日頃から、自宅から指定避難所までの経路を確認し、注意すべき場所や目印となるものを知っておくようにする。また、障害物や危険箇所等、改善の必要があるものがあれば、市や施設管理者などに連絡する。

(5) 早期の自主避難

台風など風水害は、災害の発生までに時間的余裕があるので、自ら行動を起すことのできる要支援者は、避難準備情報が発令された場合など、可能なかぎり早期に安全な親族や知人宅、又は短期入所施設等に自主的に避難しておくよう努める。また、日頃からこうした事態を想定した行動を決めておくことが重要である。

(6) 非常持出品などの準備

迅速な避難を実施するため、日頃から、避難時の非常持出品として食料、飲料水、救急セット、貴重品等を袋やバッグ等にまとめて準備しておく。

川越市避難行動要支援者 避難支援全体計画

【用語編】

災害対策基本法

国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国や地方公共団体の防災対策等について定めている。

平成25年6月の法改正により、それまで内閣府が平成17年3月に定めた「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」に基づき全国的に推進してきた「災害時要援護者名簿の作成」が、「避難行動要支援者名簿の作成」となり、市町村の義務として法制化された。

(同法第49条10項から同法同条13項)

川越市個人情報保護条例

川越市の個人情報の取り扱いについて定めた条例。全体計画においては、市や避難支援等関係者が保有する要支援者情報の取り扱いを判断する一つの指標としている。

川越市個人情報保護審議会

個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、個人情報の取り扱いについて疑義がある場合などに意見を求めることができる。

(川越市個人情報保護条例第27条)

川越市避難行動要支援者避難支援全体計画

平成25年6月の災害対策基本法の改正に伴い、川越市の避難行動要支援者対策について、それ以前に運用していた「川越市災害時要援護者避難支援制度」、つまりは「川越市災害時要援護者避難支援プラン」を大幅に修正し改訂したもの。

災害時に自分だけでは適切な避難行動がとることが出来ない、あるいは難しい高齢者や障害者等を地域の支援者等の力でサポートし、減災に繋げるという目的に変更はないが、要支援者支援において大きな課題であった要支援者名簿の作成や運用に係る個人情報の取り扱いについて、災害対策基本法で明確に根拠づけられたことは地域への情報提供などを進めるにあたり重要なポイントであり、大きく前進した点でもある。

個別計画

全体計画の中では、各要支援者について障害の種別や程度などに応じた避難支援計画を定めることとしている。管理の難しさや、救急情報シートなど他制度との重複等が課題としてあったため、改定後の個別計画では避難支援をする際に必要最低限の情報を記載するものとして改めた。(本編P6 個別計画の作成)

川越市災害時要援護者避難支援プラン(全体計画)

川越市避難行動要支援者避難支援全体計画の前身。

川越市災害時要援護者避難支援制度

川越市災害時要援護者避難支援プランで定めた制度名称。川越市避難行動要支援者避難支援全体計画においては制度名称を廃し、全体計画として統一した。

要配慮者

高齢者や障害者のほか、妊産婦や乳幼児、外国人旅行者など災害時に何らかの配慮が必要な者。（災害対策基本法第8条2項15号）

避難行動要支援者

要配慮者のうち、特に災害時の避難活動に支援が必要と思われる者。（災害対策基本法第49条10項）

要支援要件

避難行動要支援者とする要件。川越市では全体計画P4（第3章要支援者の把握 - 2 要支援者要件）に定めている。

避難行動要支援者名簿

川越市に住むすべての避難行動要支援者を抽出した名簿。平常時には避難支援等関係者には提供せず、市が保管するもの。

災害発生時等には応急活動等に役立てるため、災害対策基本法第49条11項3号に基づき、避難行動要支援者の情報提供同意の有無に係わらず避難支援等関係者へ提供することができるため、迅速に名簿を提供する体制を整える必要がある。

外部提供用名簿「避難行動要支援者（外部提供用）名簿」

避難行動要支援者のうち、災害時などの支援を求める者で、地域へ平常時から個人情報を提供することについて、市に同意した者をまとめた名簿。

避難支援等関係者

実際の災害時に、避難行動要支援者を避難支援や安否確認を行ったり、災害への準備行動として平常時からの声掛けなどを通じて、避難行動要支援者の状況を確認などする支援関係者全般を指す。

支援者

避難支援等関係者のうち、個人を指す。

支援団体

避難支援等関係者のうち、自治会や民生委員、警察や消防などの団体を指す。

指定避難所

平成25年6月の災害対策基本法改正にともない、災害種別（地震や水害、大規模火災など）ごとに避難所を指定することとなった。しかし、洪水ハザードマップにて浸水区域内であったとしても降雨の状況によっては避難所として開設する可能性は十分あるため、実際の避難時には開設している避難所を確認することが重要となる。なお、避難所は学校など長期避難が可能な場所が指定されている。

指定緊急避難場所

災害種別ごとの指定については、指定避難所と同様。災害発生直後等の一時的な避難を目的としており、避難生活を送る場合は指定避難所へ移る。

災害対策本部

大規模災害が発生した際に市が設置する。市は通常の組織の他、災害対策に特化した各種班編成により災害への対応を行う。

要配慮者支援班

災害対策本部設置時の災害対策班の一つ。避難行動要支援者の支援や把握、福祉避難所に係る部分など要配慮者対策全般を行う。

管財輸送班

災害対策本部設置時の災害対策班の一つ。物資や人員の輸送に係る部分などを行う。

緊急通報システム（高齢者いきがい課）

ひとり暮らしの高齢者等に対し、日常生活における緊急事態発生時に消防本部に緊急通報ができる装置を貸与するというもの。

対象者

次の要件を全て備えている者。

- 1 おおむね65歳以上の方
- 2 慢性疾患により、日常生活に注意を要する方
- 3 ひとり暮らし又は家族の仕事等の都合により日中おおむね8時間以上ひとり暮らしになる方
- 4 電話に加入している方

救急情報シート（高齢者いきがい課）

急病で119番通報をしたが、救急隊が到着したときには本人が意識を失ってしまっていたというような場合に、玄関の内側と冷蔵庫に貼り付けられている救急情報マークにより冷蔵庫内にある情報シートを確認し、緊急時の連絡先への連絡や、持病や服薬、かかりつけの医療機関の情報を搬送先に伝達するなど、救急・医療活動を迅速に行うために役立つもの。（資料編P8～P11）

川越市避難行動要支援者 避難支援全体計画

【様式編】

- ・ 様式編 - 1 ~ 5 覚 書
- ・ 様式編 - 6 避難行動要支援者情報外部提供同意届出書
- ・ 様式編 - 7 避難行動要支援者名簿
- ・ 様式編 - 8, 9 個別計画

避難行動要支援者名簿（外部提供用）等の提供に関する覚書

川越市（以下「甲」という。）と ○○○○○自治会（以下「乙」という。）とは、避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に関する個人情報を記載した名簿（以下「要支援者名簿」という。）及び個別の避難支援計画（以下「個別計画」という。）の取扱いに関して、次のとおり覚書を締結する。

（要支援者名簿（外部提供用）の提供）

第1条 甲は、川越市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づく要支援者対策を進めるため、要支援者名簿に登載された災害時に避難支援が必要な者で、かつ、避難支援等関係者に平常時から情報を提供することに同意した者の要支援者名簿（外部提供用）（以下「外部提供用名簿」という。）を別に作成し、乙に提供するものとする。

（外部提供用名簿の使用）

第2条 乙は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害及び要支援者の生命に関する危険を伴う事故・火災が発生した場合の緊急対策並びにその準備行為を行う場合に限り、外部提供用名簿及び個別計画を使用するものとする。

2 前項の緊急対策は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 要支援者の安否確認を行うこと。
- (2) 要支援者の避難支援を行うこと。
- (3) 要支援者の救出及び救助を行うこと。
- (4) その他要支援者の生命に対する危険を避けるための緊急やむを得ない行為に関すること。

3 第1項の準備行為は、次に掲げる行為をいう。

- (1) 個別計画の作成に関すること。
- (2) その他災害対策についての啓発活動などに関すること。

（情報管理）

第3条 乙は、外部提供用名簿及び個別計画に係る情報管理に万全の注意を払い、別紙避難行動要支援者名簿（外部提供用）等に関わる個人情報取扱要領（以下「要領」という。）を遵守するものとする。

2 乙は、前項の情報管理のため、情報管理者を定め、情報管理者は要領に定める避難支援等関係者に対し、個人情報の取扱いに関する指導、監督を行うものとする。

（個別計画）

第4条 乙は、要支援者名簿に登載された要支援者一人ひとりについて、個別計画を作成するよう取り組むものとする。

（報告義務）

第5条 乙は、情報管理者について、様式1により甲に報告するものとする。

2 乙は、作成した個別計画数について、様式2により甲に報告するものとする。

（外部提供用名簿の返却）

第6条 乙は、甲から新たに外部提供用名簿の提供を受け、又は甲から外部提供用名簿の返却要請があったときには、既に受領している外部提供用名簿を返却しなければならない。

2 甲は、乙から外部提供用名簿の返還を受けたときには、様式3を乙に提出しなければならない。

(法令の遵守)

第7条 甲及び乙はこの覚書に定めるもののほか、災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）及び川越市個人情報保護条例（平成13年条例第17号）を遵守するものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この覚書の有効期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了日の3箇月前までに甲、乙いずれからも何らの申出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後も同様とする。

(協議)

第9条 この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

年 月 日

川越市元町1丁目3番地1

甲 川 越 市

川越市長

印

川越市（自治会館・会長自宅等住所）

乙 ○○○○○自治会

自治会長 ○○ ○○

印

会長印

別紙「避難行動要支援者名簿（外部提供用）等に関する個人情報取扱要領」

（基本事項）

1 避難行動要支援者名簿（外部提供用）等の提供に関する覚書（以下「覚書」という。）第2条第2項に規定する緊急対策及び同条第3項に規定する準備行為に従事するもの（団体を含む。以下「支援者等」という。）は、川越市から提供された避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）に関する個人情報が記載された名簿（以下「外部提供用名簿」という。）及び覚書第4条により作成した個別計画に記載された個人情報の保護の重要性を認識し、この個人情報を取り扱う際には、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

（秘密保持）

2 避難支援等関係者は、要支援者の避難支援に関する業務に従事する期間中及び期間後においても、当該業務により知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当に使用してはならない。

（複写及び複製の禁止）

3 避難支援等関係者は、川越市の指示又は承諾があるときを除き、外部提供用名簿及び個別計画に掲載された個人情報を複写し、又は複製してはならない。

（第三者提供の禁止）

4 避難支援等関係者は、外部提供用名簿及び個別計画に掲載された個人情報を第三者に提供してはならない。ただし、要支援者本人の同意がある場合及び川越市個人情報保護条例（平成16年条例第19号）第11条第2項第4号（本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき）に該当すると認められる場合は、この限りでない。

（事故の報告義務）

5 避難支援等関係者は、覚書等に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあるときは、速やかに川越市に報告し、その指示に従わなければならない。

（外部提供用名簿及び個別計画の保管及び搬送）

6 避難支援等関係者は、外部提供用名簿及び個別計画に掲載された個人情報の漏えい、改ざん、滅失その他の事故を防止するため、個人情報の保管及び搬送について、事故等の防止に万全を期すものとする。

（その他）

7 避難支援等関係者は、前の第1項から第6項までに掲げるもののほか、個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(様式1)

年 月 日

(提出先)

川 越 市 長

自治会

避難行動要支援者名簿（外部提供用）の受領確認及び情報管理者報告書

本日、受領した避難行動要支援者名簿（外部提供用）については、避難行動要支援者名簿（外部提供用）等の提供に関する覚書第5条第1項に基づき、情報管理者を下記のとおり定め、適切に管理します。

記

情報管理者

※名簿を更新する際には、市に返還する必要があります。

原則、鍵のかかる場所を保管場所として定め、複写等含め適切に管理してください。

(自治会 → 防災危機管理室)

(様式2)

年 月 日

(提出先)

川 越 市 長

自治会

避難行動要支援者個別計画策定に関する報告書

避難行動要支援者名簿（外部提供用）等の提供に関する覚書第5条第2項に基づき、個別計画の策定状況について、下記のとおり報告します。

記

個別計画策定者人数 人

(自治会 → 防災危機管理室)

避難行動要支援者情報外部提供同意届出書

この届出は、川越市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づくものです。

この全体計画は、下枠内の要支援要件に該当する方で、平常時から地域の自治会や民生委員・児童委員等へ次の個人情報を提供することに同意した方の名簿を作成し、地域へ提供することで、災害発生時等の避難支援や安否確認や災害への準備行動を、地域で円滑に進めていくための計画です。

《地域へ提供するあなたの情報》

住 所：

氏 名：

生年月日：

性 別：

要支援要件（該当するものにチェックがしてあります）

65歳以上且つ要介護3以上の方のみの世帯

75歳以上の方のみの世帯

視覚障害がある方

聴覚障害がある方

下肢・体幹・移動機能障害がある方

身体障害があり、等級が1級または2級の方

知的障害があり、等級が㊤またはAの方

精神障害があり、等級が1級の方

（提出先）川越市長

私は、災害発生時等の避難に支援が必要なため、自治会及び民生委員・児童委員等の地域の支援者等へ情報を提供することに同意します。

（記入日） 年 月 日

住 所 _____

氏 名 _____ 印

《 _____ 》

避難行動要支援者名簿

(日付) (ページ番号)

行政地区名称

個人番号	氏名	性別 年齢		住所	該当する要支援要件									
		生年月日			身体・知的・精神障害									
1	1111111	カワゴエ タロウ 川越 太郎	男 75歳 S.11.1.1	川越市元町一丁目3番地1 カワゴエハイツ102号	介護	高齢		聴覚		身体等				
2						高齢								
3						高齢								
4					介護									
5						高齢	視覚		下肢等					
6													精神	
7					介護									
8									下肢等	身体等				
9					介護									
10							視覚							
11						高齢		聴覚						
12							視覚							
13													知的	
14					介護									
15					介護				下肢等					

個別計画

本人情報	住所	打ち出しされます。			JC	打ち出しされます。
	氏名	打ち出しされます。	生年月日	打ち出しされます。	指定緊急避難場所：
	該当要件	打ち出しされます。				
	連絡先	電話	FAX	その他連絡先		
緊急連絡先	家族等 1	氏名 住所	電話 FAX	その他連絡先		
	家族等 2	氏名 住所	電話 FAX	その他連絡先		
特記事項	(避難の際の留意事項等：地図等は裏面添付)					救急情報シート (救急キット) 有・無
※避難支援等 関係者情報	氏名 1		住所		連絡先(電話)	その他連絡先
	氏名 2		住所		連絡先(電話)	その他連絡先
	氏名 3		住所		連絡先(電話)	その他連絡先

個別計画【記入例】

本人情報	住所	打ち出しされます。			JC	打ち出しされます。	
	氏名	打ち出しされます。	生年月日	打ち出しされます。	指定緊急避難場所：	
	該当要件	打ち出しされます。				指定避難所：
	連絡先	電話	記入してください。	FAX	記入してください。	その他連絡先	記入してください。
緊急連絡先	家族等 1	氏名	住所	電話	FAX	その他連絡先	
	家族等 2	氏名	住所	電話	FAX	その他連絡先	
特記事項	(避難の際の留意事項等：地図等は裏面添付) 例) 足が悪い。介添えが必要。 耳が遠い。 . . . 記入してください。					救急情報シート (救急キット) 有・無	
	いずれかを○で 囲んでください						
※避難支援等 関係者情報	氏名 1	住所	※「避難支援者」は、個人である必要はなく、自治会等の団体でも可となりました。	連絡先(電話)	その他連絡先		
	氏名 2	住所		連絡先(電話)	その他連絡先		
	氏名 3	住所		連絡先(電話)	その他連絡先		

川越市避難行動要支援者 避難支援全体計画

【資料編】

- ・ 資料 - 1 ～ 4 災害時要支援者の特徴と支援に関する留意事項
- ・ 資料 - 5 ～ 7 災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定
※社会福祉施設共通様式
- ・ 資料 - 8 ～ 11 救急情報シート

避難行動要支援者の特徴と支援に関する留意事項

区分	特徴	留意事項
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の察知が遅れる場合がある。 ・体力が衰え行動機能が低下している。 ・自力で行動できる場合が多い。 ・様々な疾患を抱えている場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・早い段階での情報伝達が必要。 ・直接的な情報の伝達が必要。 ・日頃から服用している薬があれば携帯させる。 ・指定避難所での健康状態を注視する必要がある。 ・かかりつけ医療機関と連携する。
寝たきり高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自力で行動することができない。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・避難する場合には、移動用具を確保する必要がある。(車いすやストレッチャー、又は毛布などで作った応急担架等) ・日頃から服用している薬があれば携帯させる。 ・医療・介護関係者との連絡体制の確保が必要
認知症高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分の判断により行動することが困難な場合がある。 ・自分の状況を伝えることが困難な場合がある。 ・環境の変化による不安感等から、行動障害が現れる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・必ず誰かが付き添い、独りにはしない。 ・努めて冷静に接し、安心させ落ち着かせる。 ・認知症の特性を理解した者が対応することが必要。 ・医療・介護関係者との連絡体制の確保が必要。
視覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚による緊急事態の覚知が不可能な場合が多い。 ・周囲の状況が変化した緊急事態の状況下では、いつもどおりの行動ができないことにより精神的に不安になる。 ・日常の生活圏外では、介助者がいないと避難ができない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・音声による情報伝達及び状況説明が必要。 ・避難を誘導する支援者が必要。 ・指定避難所では出入り口に近いところを確保し、移動を少なくする。 ・指定避難所内の案内や誘導方法に配慮する。(トイレ、電話などの場所への誘導) ・盲導犬を直接引いたり、触ったりしない。

区分	特徴	留意事項
聴覚障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚外による緊急事態の覚知が困難な場合が多い。 ・音声による情報が伝わらない。 ・緊急時でも自分の意思を言葉で人に知らせることが困難である。 ・手話ができるとは限らない。 ・外見からは障害のあることがわからない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・文字や絵を組み合わせた情報提供が必要。 ・筆談や手話、身振りなど視覚による情報伝達が必要。 ・指定避難所での音声による連絡は、必ず文字でも掲示する。 ・FAX、電子メール、メモ等の筆記用具を確保する。 ・手話通訳者や要約筆記者の配置に努める。
肢体不自由者	<ul style="list-style-type: none"> ・自分で身体の安全を守ることが困難である。 ・自分で避難することが困難である。 ・車椅子等の使用者は、避難行動に通常より多くの時間を要する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・避難する場合には、移動用具を確保する必要がある。(車いすやストレッチャー、又は毛布などで作った応急担架等) ・指定避難所では車いすが通れる通路を確保する。 ・指定避難所では出入り口に近いところを確保し、移動を少なくする。 ・避難施設のバリアフリー化を推進する必要がある。
知的障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急事態の認識や判断が困難である。 ・急激な環境の変化に順応しにくい。 ・環境の変化による精神的な動揺により、発作やパニック症状を起こす場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・必ず誰かが付き添い、独りにはしない。 ・努めて冷静に接し、安心させ落ち着かせる。 ・障害の特性を理解した者が対応することが必要。 ・指定避難所では、間仕切りや個室の確保が望ましい。 ・症状の悪化に備えて、医療機関等との連絡体制の確保が必要。

区分	特徴	留意事項
精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ・多くは、自分で判断し行動することができる。 ・急激な環境の変化により精神的動揺が激しくなる場合がある。 ・服薬の継続が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・必ず誰かが付き添い、独りにはしない。 ・努めて冷静に接し、安心させ落ち着かせる。 ・障害の特性を理解した者が対応することが必要。 ・指定避難所では、間仕切りや個室の確保が望ましい。 ・日頃から服用している薬があれば携帯させる。 ・症状の悪化に備えて、医療機関等との連絡体制の確保が必要。
内部障害者・難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ・心臓機能障害者（ペースメーカー装着者等）、腎臓機能障害者（人工透析通院者）、呼吸器障害者（人工呼吸器装着者等）、ぼうこう・直腸機能障害者（人工肛門装着者等）等。 ・自力歩行や素早い避難行動が困難な場合がある。 ・外見からは障害の有無を判別できないことが多い。 ・医薬品や人工呼吸器等の医療機器を携帯する必要がある。 ・人工透析患者は、継続的に透析医療を受けなければならない。 ・水分、食事の制限が必要な場合がある。 ・ショックや急激な環境変化による心身の疲労・ストレスにより、症状を悪化させる場合がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者への迅速な情報伝達が必要。 ・医療行為を受けられなくなると生命に関わる場合があるため、医療機関との連携や移送手段の確保（医療機関の支援）が必要である。 ・避難する場合には、移動用具を確保する必要がある。（車いすやストレッチャー、又は毛布などで作った応急担架等） ・食事制限の必要な人の確認が必要である。 ・常時使用する医療機器や機器に必要な電気、酸素ボンベ等を確保する必要がある。 ・指定避難所では、ケアのできるスペースを確保する必要がある。 ・避難施設でのオストメイト対応トイレの整備を推進する必要がある。

区分	特徴	留意事項
妊産婦	<ul style="list-style-type: none"> ・行動機能が低下しているが、自分で判断し行動できる。 ・素早い行動が困難な場合が多い ・肉体的・精神的ショック等により母体に異常をきたすことがある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・指定避難所での設備の充実やスペースの確保が必要である。 ・産婦人科医・助産師等による支援体制の確保が必要である。
乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> ・自ら判断し、行動する能力がなく、常時、保護者の支援が必要である。 ・避難生活等におけるストレスの影響を受けやすい。 ・異物の飲食や危険な場所への接近など突発的に予想外の行動をとる場合が多い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者は目を離さない。 ・保護者の災害対応能力を高めることや、適切な避難誘導が必要である。 ・保護者、乳幼児ともに集団生活ではストレスが高じることから、避難生活には格別の配慮が必要である。 ・被災により、保護者等が児童等を養育することが困難又は不可能な場合、児童養護施設などへの緊急一時保護、緊急入所などの対応が必要である。
外国籍市民	<ul style="list-style-type: none"> ・日本語を理解できない場合が多いので、緊急の情報が伝わりにくく、災害時の対応が遅れる可能性が高い。 ・緊急時でも日本語で人に知らせることができない ・旅行で来日している外国人は、日本の災害の特徴や地理などを十分理解していない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多言語による情報提供が必要である。 ・絵図を用いた筆談や手振り等により情報を伝える。 ・指定避難所では、外国語や図・イラストを用いた表示が必要。 ・通訳者の配置に努める。

災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定

川越市（以下「甲」という。）と《施設種別、施設名》（以下「乙」という。）とは、災害発生時における福祉避難所の設置運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時において、援護を要する高齢者及び障害者等の救援等の措置に関して、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第15号の規定に基づき、甲が乙の管理する施設を福祉避難所として利用することについて必要な事項を定めることを目的とする。

（福祉避難所利用対象者）

第2条 この協定による福祉避難所の利用対象者は、前条に規定する高齢者及び障害者等のうち、一般の避難所で生活することが困難であると甲に判断された者及びその家族等とする。

（受入要請等）

第3条 前条に定める利用対象者について、乙が管理する施設への受入協力の必要が生じた場合、甲は書面により福祉避難所の開設を要請する。ただし、緊急を要するときは、口頭により要請できるものとし、その後速やかに書面を提出するものとする。

2 乙は、可能な範囲で甲の要請に協力するものとする。

3 甲は、福祉避難所利用対象者について、その氏名及び住所等の情報を書面にて提出するものとする。

4 甲は乙の受入協力を支援するため、次に定める事項の実施に努めるものとする。

(1) 福祉避難所利用対象者の受入にに必要な資機材、食糧、飲料水及び生活必需物資の提供

(2) 福祉避難所利用対象者の受入を可能とするための施設等の応急修繕に必要な資機材及び物資の提供等

(3) 福祉避難所利用対象者の受入に必要なボランティア等の人員の派遣

（運営）

第4条 福祉避難所の運営は、甲の責任において行う。

2 乙は福祉避難所の運営について、甲に協力するものとする。

第5条 福祉避難所の設置運営に係る費用は、甲が負担するものとする。

2 福祉避難所閉鎖の際、施設の原状復帰にかかる費用は、甲が負担するものとする。

(開設期間)

第6条 福祉避難所の開設期間は、災害発災の日から最大で7日以内とする。ただし、災害の状況により、期間を延長する必要がある場合は、甲乙で協議し決定するものとする。

2 甲は福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことのないように配慮するとともに、当該福祉避難所の早期解消に努めるものとする。

(福祉避難所への移送)

第7条 福祉避難所への移送については、原則その家族等の介助者の協力により行い、家族等の介助に依りがたいときは、甲が移送に協力する。

(協定の効力)

第8条 この協定の有効期間は、締結の日から 年 月 日までとする。ただし、期間満了の日の30日前までに、甲又は乙から相手方に対し文書による協定終了の意思表示が無い場合は、更に1年間継続するものとし、以後この例による。

(疑義の解決)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有する。

年 月 日

埼玉県川越市元町1 - 3 - 1

甲 川越市
川越市長

埼玉県川越市 (住 所)
乙 社会福祉法人 (法 人 名)
(施設種別) (施 設 名)
(役 職) (氏 名)

